

転入・転出・転居届

市民課または支所市民福祉課へ

世帯の全員または世帯員の住所が変わるときは、市民課、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。届け出は原則として本人または同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。届け出時、本人確認をしますので住基カード、運転免許証、パスポートなどを持ってきてください。

**転入届**  
市外から成田市に移ってきたときは、14日以内に手続きをしてください。  
**必要なもの** 前住所地の市区町村が発行した転出証明書・年金手帳(加入している人)  
**転出届**  
成田市から市外へ移るときは、転出証明書を発行します。

必要なもの 国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

転出届は郵送による手続きも可能です。異動日・転出先・転出先での世帯主氏名・成田市での住所・世帯主氏名・転出する人全員の氏名・連絡先(昼間連絡がつく所)を書いたもの、返信用封筒(切手の貼つてあるもの)と本人を確認できる書類(住基カード、運転免許証、健康保険証などのコピー)を市民課に郵送してください。転出証明書を送付します。

**転居届**  
市内で新住所に移ったときは、14日以内に手続きをしてください。  
**必要なもの** 国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

**世帯主変更届**  
世帯主が変わったときは、14日以内に手続きをしてください。

以内に手続きをしてください。  
**必要なもの** 国民健康保険証(加入している人)

窓口は4月下旬まで、特に4月第1週目と各月曜日は大変込み合います。余裕を持って手続きをしてください。

※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所市民福祉課(☎96-11113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ。

環境美化運動  
美しいまちを  
わたしたちの手で

市では「ポイ捨てをなくし、わたしたちのまちをわたしたちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動を実施します。この運動では、各地区の道路や公園に投げ捨てられたビン・カンなどの収集や、散乱ごみの収集、草刈りなどが行われます。  
快適で住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

**実施基準日**  
○第102回：5月30日(日)



地域で協力して街をきれいに

春の全国交通安全運動  
思いやりを持った  
運転を

○第103回：8月1日(日)  
○第104回：12月5日(日)  
※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

4月6日(火)～15日(木)に「手を上げる 可愛い笑顔に 待つ笑顔」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。重点目標は次の通りです。  
○子どもと高齢者の交通事故防止  
○すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

4月の水道水の排水作業

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますので、ご了承ください。受水槽を使用している場合は、万が一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
4月5日(月)	並木町地区	午後11時～
4月6日(火)	飯田町、飯仲地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

の徹底  
○自転車の安全利用の推進  
○飲酒運転の根絶  
交通安全の新人である子どもを守る心、高齢者に対する思いやりを持った運転を心掛けましょう。  
**交通事故ゼロを目指す日**  
4月10日(土)は「交通事故ゼロを目指す日」です。一人一人が自覚を持ち、正しい交通マナーを実践することが大切です。  
※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

【3月1日～15日】

1日	市議会新清掃工場整備特別委員会 市議会経済環境常任委員会
2日	市議会建設水道常任委員会
3日	市議会空港対策特別委員会 市議会教育民生常任委員会
4日	市議会医療問題特別委員会 市議会新駅・基幹交通網整備促進特別委員会
5日	成田高校卒業式 市議会総務常任委員会
6日	成田西陵高校卒業式 藤リハビリテーション学院卒業式
7日	成田シティ・クロカン・レース
8日	市議会予算特別委員会(～10日)
10日	成田中学校卒業式
11日	成田市グラウンド・ゴルフチャンピオン大会
13日	シルバーいきいきフェスティバル
14日	豊住中学校閉校式 青色回転灯パトロール車出発式
15日	まちづくり茶論



青色回転灯パトロール車出発式で

## 市税の納付 最寄りの金融機関や コンビニ

固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税などの市税は、銀行・信用金庫・農協・郵便局などの金融機関窓口、コンビニエンスストアで納められます。軽自動車税に限り、平成22年度からパソコンや携帯電話、ATMから支払うことのできるペイジーによる納付方法も利用できます。

納期を過ぎてしまったときや、関東地方以外の郵便局で納めるときは、納税課まで連絡してください。

便利で確実な口座振替で

口座振替手続きをすれば、納付のために金融機関などへ出向く必要がなくなり、大変便利です。希

望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書と預金通帳・届け出印を持って金融機関や郵便局で手続きをしてください。

○固定資産税・都市計画税は納税通知書ごとに申し込みが必要です

○軽自動車税は同一名義の場合、全台数分が振替対象となり、納税通知書ごとの手続きは不要です。車検が必要な車種は、振替確認後に車検用納税証明書を送付します

○口座振替は翌年度以降も継続されます。変更・停止の希望があるときは金融機関・郵便局で手続きをしてください

○口座振替分の領収証書は発行しません。通帳への記帳で確認してください

○口座振替ができなかった場合は口座振替不納通知書(兼納付書)

## 交通安全推進隊

### 身近な地域で ボランティアを

交通安全活動を実践する「交通安全推進隊」を募集します。

現在県内では約3,700人が、通学路での街頭指導や高齢者の自宅を訪問しての啓発、イベントでの交通安全活動など、身近な地域の交通安全活動に取り組んでいます。

隊員登録した人には、安心して活動してもらうため、ボランティア

を送付しますが、納期限を過ぎているため督促状も送付されません。残高不足に注意してください

※くわしくは市民税課(☎20-1513)または納税課(☎20-1519)へ。

## 年金からの特別徴収 国民健康保険税と 後期高齢者医療保険料

年金から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を直接引き落と

※くわしくは北総県民センター県政情報課(☎043-483-1122)または県生活・交通安全課(☎043-223-2263)へ。

ア保険の加入や帽子の支給などを行います。

応募資格 平成6年4月1日以前に生まれ、県内在住、在勤、在学の人

活動方法 小学校区ごとにグループで月1回以上、通学路での街頭指導やイベントでの交通安全活動を行う

登録期間 7月1日から1年間

募集期間 4月9日(金)～5月10日(月)(必着)

応募方法 北総県民センター、成田警察署、市交通防犯課にある応募用紙に必要事項を書いて、直接または郵送、FAXで北総県民センター(〒285-8503 佐倉市錦木仲田町8-1 FAX043-483-2450)へ

## 住宅用太陽光発電システム 設置に補助金

※くわしくは保険年金課(国民健康保険☎20-1526、後期高齢者医療☎20-1547)へ。

住宅用太陽光発電システムを設置した人や太陽光発電システムが設置された住宅を購入した人で、平成21年10月1日以降に工事や購入の契約をしたなど所定の要件を満たしている人に、補助金を交付しています。

補助金を受けた人には、発電量などの状況を1年分報告してもらいます。

補助金 太陽光発電モジュール1キロワット当たり3万円(上限12万円)

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。



事業所ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。そのため、事業所から発生するごみは一般家庭用の集積所に出すことはできません。

・「ビン・カン・ガラス」金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ(☎36・1000)

「ビン・カン・ガラス」金物・陶磁器類」は直接搬入できませんので、許可業者に委託してください。

○許可業者に委託する場合  
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

下総・大栄地区

分別方法Ⅱ「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合(下総・大栄支所農産土木課で配布する搬入券が必要)

・「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」：伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)

「ペットボトル」は直接搬入できませんので許可業者に委託してください。

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合  
「燃やせるごみ」：いずみ清掃工場(☎36・1689)

○許可業者に委託する場合  
成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区)の収集運搬許可業者へ委託してください。

産業廃棄物

産業廃棄物は市では処理できませんので、事業者自ら廃棄物処理場に搬入するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託(有料)するなど適正に処理してください。

くわしくは県北総県民センター1地域環境保全課(☎043・483・1138)または県環境生活部資源循環推進課事業推進室(☎043・223・2656)へ問い合わせてください。

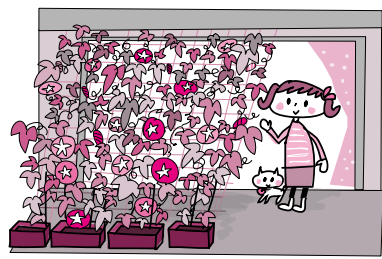
※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

緑のカーテン

4月1日から種を配布

緑のカーテンは、アサガオなどのツル性植物で作る、自然のカーテンのことです。

ベランダや庭など屋外から太陽の光や熱を遮ることで、アルミサッシや外壁などが熱せられることを防ぎ、部屋の温度上昇を抑え



ます。また、植物から出る水蒸気により温度を下げる効果などもあるため、クーラーに頼り過ぎず夏を涼しく過ごせるうえ、電気代も節約できるなどの利点もあります。

緑のカーテンを夏に備えて作り始めませんか。

配布する種Ⅱアサガオ・ゴーヤ(先着順・一人2袋)

配布場所Ⅱ環境計画課(市役所4階)、下総・大栄支所

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

水道料金の納付

支払いは期限内に

水道事業は皆さんの水道料金で運営されています。

水道料金を納期内に納めなかった場合、督促状や給水停止予告書

を送付しています。それでも納入されない場合は、給水を停止する場合がありますので注意してください。

水道料金の支払いは口座振替が便利です。領収書または水道使用量のお知らせと口座届け出印を持って金融機関の窓口で手続きをしてください。

※くわしくは市水道部業務課(☎22・0269)へ。

協会けんぽ

保険料率が上がります

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、旧政府管掌健康保険で、主に中小企業に勤務している人とその家族が加入しています。

協会けんぽでは、保険料収入の落ち込みや医療費支出の増加などの厳しい財政状況により、4月納付分の保険料から、保険料率を引き上げることになりました。千葉県の保険料率は8・17%から9・31%になります。事業主・加入者の皆さんのご理解をお願いします。

※くわしくは全国健康保険協会千葉支部(☎043・308・0521)へ。